

STOP! 望まない受動喫煙

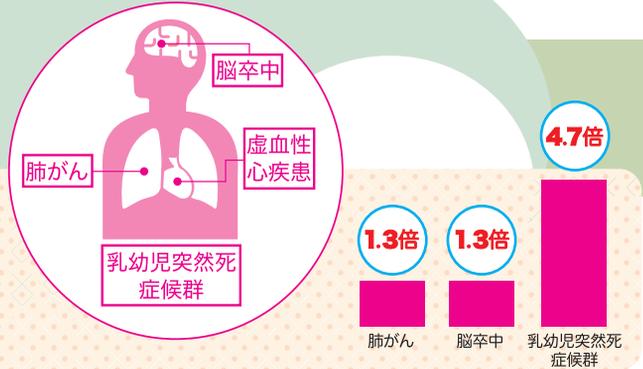


埼玉県マスコット「さいたまっち」

喫煙する場合は、周囲の状況に配慮しましょう

Q 受動喫煙って？

本人がたばこを吸っていないなくても他の人が吸っているたばこから立ちのぼる煙や、その人が吐き出す煙を吸い込んでしまうことをいいます。いずれの煙にもニコチンやタールなど多くの有害物質が含まれており、それを吸い込んだ人にも影響を及ぼします。



年間約**15,000**人が、これらの疾患で**死亡**。受動喫煙がなければ亡くならなかったと考えられる。

受動喫煙にさらされている人は病気にかかりやすくなる

Q 施設のルールはどうなるの？

敷地内禁煙

学校・病院・行政機関など



・屋外に基準を満たす喫煙所が設置可能

原則屋内禁煙

飲食店・事務所など



・屋内に基準を満たす喫煙室が設置可能
・屋外に周りに配慮した喫煙所が設置可能

一部例外を除いては、

例外：経営規模の小さな飲食店



※以下の全てを満たす場合、飲食しながら喫煙もできます。

- ① **2020年4月1日**時点で、営業している店舗
 - ② 資本金または出資金の総額が**5000万円以下**
 - ③ 客席面積が**100㎡以下**
 - ④ 従業員(同居親族を除く)がいない場合、または全ての従業員から屋内喫煙可について書面で承諾を得ている場合
- ※④は埼玉県受動喫煙防止条例による要件です。

屋内で喫煙できる施設は、標識が掲示されています

標識の標示がない施設は禁煙にしなければなりません。

また、**喫煙エリアには従業員も客も20歳未満の立ち入りはできません。**



埼玉県マスコット「コバトン」



喫煙マーク

禁煙マーク



健康増進法に関することについて (厚生労働省)

厚生労働省ホームページ

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

なくそう! 望まない受動喫煙



施設所在地(管轄)別 お問い合わせ先 (受付時間 8:30~17:15 土日祝日は除く)

施設の所在する市町村	お問い合わせ先	TEL	FAX	県認証制度
さいたま市	さいたま市 保健衛生総務課	048-829-1294	048-829-1967	埼玉県健康長寿課 TEL 048-830-3582 FAX 048-830-4804
川越市	川越市 健康づくり支援課	049-229-4121	049-225-1291	
越谷市	越谷市 健康づくり推進課	048-960-1100	048-967-5118	
川口市	事務所など 川口市 保健総務課	048-229-3291	048-281-5765	
	飲食店 川口市 保健所食品衛生課	048-423-7889	048-423-8852	
施設の所在する市町村	お問い合わせ先	TEL	FAX	
戸田市・蕨市	埼玉県保健所	南部保健所	048-262-6111	048-261-0711
和光市・朝霞市・志木市・三芳町・新座市・富士見市・ふじみ野市		朝霞保健所	048-461-0468	048-461-0133
春日部市・松伏町		春日部保健所	048-737-2133	048-736-4562
草加市・吉川市・三郷市・八潮市		草加保健所	048-925-1551	048-925-1554
上尾市・桶川市・北本市・鴻巣市・伊奈町		鴻巣保健所	048-541-0249	048-541-5020
東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・ときがわ町・東秩父村		東松山保健所	0493-22-0280	0493-22-4251
坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町・越生町・鳩山町		坂戸保健所	049-283-7815	049-284-2268
所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市		狭山保健所	04-2954-6212	04-2954-7535
行田市・加須市・羽生市		加須保健所	0480-61-1216	0480-62-2936
久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町		幸手保健所	0480-42-1101	0480-43-5158
熊谷市・深谷市・寄居町		熊谷保健所	048-523-2811	048-523-4486
本庄市・美里町・神川町・上里町		本庄保健所	0495-22-6481	0495-22-6484
秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町	秩父保健所	0494-22-3824	0494-22-2798	